



2026年1月26日

各 位

会 社 名 株式会社 共 和 電 業
代表者名 代表取締役社長 下 住 晃 平
(コード番号 6853 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員人材組織開発本部長 河 原 博 之
(TEL 042-489-7215)

当社及び当社子会社の従業員に対する譲渡制限付株式としての 自己株式処分に関するお知らせ

当社は、本日(2026年1月26日)開催の取締役会において、譲渡制限付株式として自己株式処分(以下「本自己株式処分」といいます。)を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年6月1日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 250,200株
(3) 処分価額	1株につき751円
(4) 処分価額の総額	187,900,200円
(5) 割当予定先	当社の従業員 513名 155,800株 当社子会社の従業員 360名 94,400株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、第80期を記念し、当社グループの従業員の貢献に報いるとともに、株主の皆様と一層の価値共有を進めることで、当社グループが一丸となって企業価値の持続的な向上を図っていくことを目的として、①本日開催の当社取締役会において、当社の従業員513名に対し、当社に対する合計117,005,800円の金銭債権を、②2026年1月22日開催の当社子会社の取締役会において、当社子会社の従業員360名(以下、上記の当社の従業員と併せて「対象者」といいます。)に対し、当社子会社に対する合計70,894,400円の金銭債権を支給することを決議しました。その上で、当社は、本日開催の当社取締役会において、これらの金銭債権の合計187,900,200円を現物出資の目的として(募集株式1株につき出資される金銭債権の額は金751円)、当社の普通株式合計250,200株(以下「本割当株式」といいます。)を処分することを決議いたしました。なお、本制度の導入目的である株主の皆様との一層の価値共有及び企業価値の持続的な向上を進めるため、本割当株式には譲渡制限を設けることとし、譲渡制限期間を払込期日から2029年5月31日までの間としております。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本自己株式処分に伴い、当社は対象者との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を個別に締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限の期間

対象者は、2026年6月1日(払込期日)から2029年5月31日までの期間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないものとします(以下「譲渡制限」という。)。

(2) 謙渡制限の解除

当社は、対象者が、謙渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の従業員の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謙渡制限期間が満了した時点をもって謙渡制限を解除します。

また、当社は、対象者が、謙渡制限期間が満了する前において、雇用期間満了(定年退職及び定年退職後再雇用された場合は当該再雇用期間を含む。ただし、パート社員については、払込期日の時点で勤続5年以上のものに限る)、死亡その他当社取締役会が正当と認める事由(介護休業期間の満了に伴う退職、勤続年数10年以上の従業員に係る私傷病休職期間の満了に伴う退職等)により当社及び当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合、本割当株式の全部につき、謙渡制限を解除します。

(3) 当社による無償取得

対象者が、謙渡制限期間が満了する前に、当社取締役会が正当な事由と認める事由でない事由により当社及び当社子会社の従業員のいずれの地位も喪失した場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、当社は、謙渡制限期間が満了した時点において謙渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。当社は、謙渡制限期間中に、本割当株式の割当てを受けた対象者が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、本割当株式の全部を当然に無償で取得することができることします。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、謙渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の全部につき、謙渡制限を解除いたします。

(5) 株式の管理

本割当株式は、謙渡制限期間中の謙渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、謙渡制限期間中は、対象者が大和証券株式会社に開設した謙渡制限付株式の専用口座において管理されます。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分は、当社の取締役会の決議に基づき対象者に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2026年1月23日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である751円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、割当予定先にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以上